

豊島区学校給食費を無償化する条例

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立の小学校及び中学校(以下「区立学校」という)の学校給食費(学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。以下同じ)を全額助成することにより、もって児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ)の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は令和5年4月1日から施行する。

(説明)

学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するため、本案を提出いたします。